

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

提出者 飯田市議会 議会運営委員会
委員長 永井 一 英

記

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第87条」を「第87条の2」に改める。

第87条第2項中「開議中」を「会議中」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議）

第87条の2 飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンライン会議に出席した委員は、前条第1項、第89条、第92条、第101条第1項、第112条第2項、第130条及び第131条第1項の出席委員とみなす。

2 この規則に定めるもののほか、オンライン会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第110条第1項中「その出席」を「会議（オンライン会議を含む。以下この章及び第5章において同じ。）への出席」に改める。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議に出席する委員は、この限りでない。

第131条の5第3項中「退席」を「会議から退席」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員長は、必要があると認めるときは、公述人をオンライン会議に参加させることができる。

第131条の7に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定は、オンライン会議に参加する公述人には適用しない。

第135条第1項中「認めるときは、」の次に「会議又はオンライン会議において」を加える。

第159条第4項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 招集権者は、災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により協議等の場を開会する場所へ議員を招集することが困難であると認めるときは、オンライン会議に議員が参加することを許可することができる。

5 前項の場合において、議員は、オンライン会議に出席するときは、あらかじめ招集権者の許可を得なければならない。

6 招集権者は、第4項の規定による許可をするときは、当該許可を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議に必要な装置が設置された場所であって招集権者が相当と認める場所を指定し

て行うものとする。

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。